

岸和田水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第14号

岸和田水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

第 1 条 岸和田水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和 7 年大阪広域水道企業団管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(共同住宅等の料金の算定の特例) 第 23 条 (略) 2 (略) <u>3 前項の使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして料金を算定するときは、当該各戸又は各箇所に 20 ミリメートルの口径のメーターが設置されているものとして算定する。</u> 4 (略)	(共同住宅等の料金の算定の特例) 第 23 条 (略) 2 (略) 3 (略)

第 2 条 岸和田水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給水方式) 第 4 条 (略) (1)～(3) (略) 2 (略)	(給水方式) 第 4 条 (略) (1)～(3) (略) <u>(4) 直結・貯水槽併用式 1 の敷地内で建物別に直結直圧式と貯水槽式を併用する方式</u> 2 (略)
(給水装置工事の申込み) 第 5 条 (略)	(給水装置工事の申込み) 第 5 条 (略)

2 (略)

3 条例第10条第2項の規定により、企業長が必要と認めるときは、第1項の申込みの際、利害関係人の同意書、工事申込者の誓約書、建築確認の通知書の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。

4 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 貯水槽式により給水するとき。

(4)・(5) (略)

(給水装置工事の変更及び取消し)

第8条 (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 企業長が給水装置工事を施行する場合で、条例第16条第1項に規定する工事費の概算額を納期限までに納付しないとき。

3 (略)

第10条 削除

(加入金の算定方法)

第24条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 宅地造成時に納付する加入金は、造成実施計画の事前協議により承認した建築予定数に係る加入金の合計額とし、宅地造成の給水装置工事申込時に納付させることができる。

2 (略)

(加入金の追徴又は還付)

2 (略)

3 条例第10条第2項の規定により、企業長が必要と認めるときは、第1項の申込みの際、利害関係人への通知誓約書、工事申込者の誓約書、建築確認の通知書の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。

4 (略)

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

(給水装置工事の変更及び取消し)

第8条 (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

3 (略)

(給水管の口径)

第10条 配水管への取付口における給水管の口径は、その給水装置による使用水量その他の事情を考慮して企業長が定める。

(加入金の算定方法)

第24条 (略)

(1)・(2) (略)

2 (略)

(加入金の追徴又は還付)

第26条 同一敷地内において給水装置を改造する場合は、その都度、第24条の規定により加入金を算定し、その額が既納の加入金を超えるときは、その差額を納付させ、既納の加入金を下回るときは、その差額は還付しない。

2～4 (略)

(手数料の負担)

第28条 (略)

2 (略)

- (1) 工事対象の給水管口径に係る手数料の額とする。
- (2) 直結直圧式又は直結増圧式により給水する共同住宅等で、各戸の給水装置に企業団のメーターを設置する場合は、各戸のメーターの口径ごとに算定した額の合計額とする。

(3) 貯水槽式の共同住宅等により給水する場合は、当該共同住宅等に係るメーターの口径に係る手数料の額とする。

(4) (略)

第26条 給水装置を改造する場合は、その都度、第24条の規定により加入金を算定し、その額が既納の加入金を超えるときは、その差額を納付させ、既納の加入金を下回るときは、その差額は還付しない。

2～4 (略)

(手数料の負担)

第28条 (略)

2 (略)

- (1) 工事対象のメーターの口径に係る手数料の額とする。
- (2) 直結直圧式、直結増圧式又は貯水槽式により共同住宅等に給水するときは、次のとおりとする。

ア 各戸に企業団のメーターを設置する場合は、各戸のメーターの口径ごとに算定した額の合計額とする。

イ 各戸に企業団のメーターを設置しない場合は、当該共同住宅等に係るメーターの口径に係る手数料の額とする。ただし、企業長と共同住宅等の給水に関する協定を締結する場合は、各戸の給水装置に設置する企業団のメーター以外のメーターの口径ごとに算定した手数料の合計額とする。

(3) (略)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年10月1日から施行する。